

県産農林水産物等応援消費促進事業運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

県産農林水産物等応援消費促進事業運営等業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本業務は、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被害を踏まえ、県内外において、能登を中心とした県産農林水産物をPRし、応援消費を促進するとともに、農林漁業者の生業の継続意欲の維持・喚起につなげる。

3 業務委託内容

(1) 企画

【首都圏】

<復興フェア>

①開催期間

令和7年11月（1日間）

②場所

東京駅周辺で多くの集客が見込める屋内施設

※ご提案ください

③内容

○物販（20小間程度）

・農林水産物、加工品などの能登を中心とした県産品販売、観光コーナーなどの設置

○集客につなげるイベント企画

・知事トップセールス

・ひやくまんさんや石川県観光大使等によるPR

・大型モニターによる情報発信 など

※知事トップセールス以外にご提案ください。

○能登の生産者の声や生産現場の復旧・復興状況を伝えるパネル展示

○復興応援への感謝のメッセージと継続的な応援を呼びかける動画の放映

<レストランフェア>

①開催期間

物販日と同日もしくは近日から開始し、2週間程度

②場所

復興フェア会場の周辺・東京駅周辺のレストラン等（30～40店舗程度）

③内容

復興フェア出展者を中心に県産農林水産物の継続的な取引に繋げるための仕掛け

<共通>

④事前告知、広報

- ・「応援消費おねがいプロジェクト」のロゴマークを活用し、応援消費の機運を高める
- ・SNS、テレビなどメディアによる告知や情報発信

⑤集客

- ・より多く集客するための仕掛け

【関西圏】

<復興フェア>

①開催期間

令和7年7月下旬（1日間）

②場所

大阪駅周辺で多くの集客が見込まれる施設（できれば屋内）
※首都圏と同程度の規模でご提案ください。

③内容

○物販（20小間程度）

- ・農林水産物、加工品などの能登を中心とした県産品販売、観光コーナーなどの設置

○集客につなげるイベント企画

- ・知事トップセールス
 - ・ひやくまんさんや石川県観光大使等によるPR
 - ・大型モニターによる情報発信 など
- ※知事トップセールス以外をご提案ください。

○能登の生産者の声や生産現場の復旧・復興状況を伝えるパネル展示

○復興応援への感謝のメッセージと継続的な応援を呼びかける動画の放映

<レストランフェア>

①開催期間

物販日と同日もしくは近日から開始し、2週間程度

②場所

復興フェア会場の周辺・大阪駅周辺のレストラン等（20店舗程度）

③内容

復興フェア出展者を中心に県産農林水産物の継続的な取引に繋げるための仕掛け

【県内】

<復興フェア>

①開催期間

令和8年3月（2～3日間）

②場所

イオンモール白山1階東コート（石川県白山市横江町5001番地）

③内容

○物販設置等（20小間程度）

- ・農林水産物、加工品などの能登を中心とした県産品販売、市町・観光コーナーなどの設置
- ・県産魚の販売については、水産課を通じてイオンの鮮魚担当と事前調整の上、県産魚の消費拡大に資する仕組みとすること

（2）運営

イベント全体の運営、管理（準備、当日の運営・管理、代金精算、撤去等）

①準備

- 会場の手配・設営・装飾
- 資材配送
- 出展者への事前説明、連絡調整
- 機材手配
- ストックヤードにおける共有冷凍庫、冷蔵庫の設置
- PR資材（当日・事前配布のパンフ、サンプル代等）の作成及び配布
- フェア実施に係る各種許認可申請 など

②当日の運営・管理

- ステージイベント、各コーナーの運営・管理（司会進行の手配やゲストのアテンド等含む）
- 開催期間中の警備（準備、撤去期間中も含む）

③撤去等

- ステージ、各コーナー等の撤去
- 資材配送

④その他本業務に係る付帯業務

（3）（1）～（2）に係る経費の支払

4 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

5 業務執行体制

- ・正副2人を担当者とする。
- ・上記担当者は、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、イベント等の事業内容や進捗状況について、石川県農林水産部ブランド戦略課（以下、「事務局」という。）と十分な協議の上、密に連携して行うこととする。
- ・業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、事務局と協議の上、決定するものとする。

6 成果品

(1) 業務完了報告書（完了した全体事業の概要、アンケート調査等）

イベントの集客数、商品の売上、売れ筋商品等の分析、メディア等を活用した情報発信の実績、出店者・来場者の声などを取りまとめ、報告すること。

本事業の実施内容を記載した実績報告書を2部作成することとし、用紙は日本工業規格とする。なお、A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

7 その他

(1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権は石川県に帰属する。

(2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

(4) PR資材の製作等については、県と受託者が協議して変更する場合があります。

(5) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。

(6) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。

- (7) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (8) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。
- (10) 業務内容について、事務局の都合により一部変更する場合がある。
また、業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。